

あらお海陽スマートタウン 10 街区及び 11 街区の売却に係る一般競争入札実施要領

新旧対応表（令和 5 年 1 月 16 日公表版からの変更点）

番号	該当箇所、ページ	旧	新
1	一般競争入札実施要領 9 ページ 12 地権者仮換地の売買 (2) 土地売買契約の締結	なお、市仮換地の契約について市議会に上程し、議決が得られない場合は、地権者仮換地の契約は解除となり、荒尾市はその一切の責任を負わないものとします。	なお、市仮換地の契約について市議会に上程し、議決が得られない場合は、地権者仮換地の契約は消滅し、荒尾市はその一切の責任を負わないものとします。
2	一般競争入札実施要領 10 ページ 13 保留地の売買 (2) 土地売買契約の締結	市仮換地の議決が得られなかった場合、保留地の契約は解除となります。	市仮換地の議決が得られなかった場合、保留地の契約は消滅します。